

第25回 安来市農業委員会議事録

令和元年7月22日 午後2時00分 第25回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	北中 宏一君	2番	武上 隆雄君	3番	杉原 建君	4番	木戸 芳己君
5番	仲佐 久子君	6番	北川 正幸君	7番	安松 智君	8番	藤原 明紀君
9番	増田 和夫君	10番	板垣 裕志君	11番	新田 里恵君	12番	塩見 秀雄君
13番	板金 悟君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	16番	岡田 一夫君
17番	吉村 正君	18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

中村 一博君 堀江 雄二君 原 美穂子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和元年7月22日 1日
日程第 3	議第102号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第103号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	報第105号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 6	議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 7	報第106号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 8	議第105号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 9	報第107号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第10	報第108号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第11	報第109号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について
日程第12	報第110号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第13	報第111号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：中村 一博君

定刻になりましたので、只今から第25回安来市農業委員会を始めさせていただきます。
本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：中村 一博君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第25回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：中村 一博君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 15番 佐々木委員、17番 吉村委員 を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第102号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第102号 農地法第2条の規定による非農地証明願について このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、昭和34年ごろから申請者は、市を離れてしまい、農業用機械も入らないことから耕作をしなくなり、雑木が繁茂し、現在に至るものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 9番 増田委員 お願いします。

9番 増田 和夫君

9番 増田です。4ページの地図をご覧ください。安来道路と県道広瀬荒島線の交差点から西に約700m行くと荒島小学校があります。そこから西へ300mほど行ったところを北東の方向へ曲がり、300mから400m行ったところが申請場所でございます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議 長：岡田 一夫君
次に現地調査2班からの調査報告を 7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。現地調査班の報告をさせていただきます。今月の調査班は2班で、渡辺代理、塩見委員、杉原委員と班長の私、安松の委員4名と事務局より中村事務局長、堀江係長の計6名で調査を行いました。去る19日の午後1時半より事務局会議室で概要説明を受け、その後、現地にて調査を行いました。現地では地元委員の増田委員の説明を受けました。申請場所は以前桑畑であったそうですが、先ほど事務局から説明がありましたように、農業機械も入らないところであり、また耕作者は昭和34年に安来を離れたため耕作が出来なくなったことから、雑木が繁茂し竹等も生えてきて山林化しており、また周囲も同様に山林化している現状でございます。以上のことから今回の申請地は非農地条件に該当し、調査班としては非農地の認定は妥当だと判断したところでございます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第103号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

5ページをご覧ください。議第103号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議をを求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。

1番は受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。①小作人の有無については、申請農地につき小作人は、いません。②全部耕作については、権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において作物を栽培する計画になっています。③農作業の常時従事については、権利を取得する者が、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事します。④下限面積については、権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が50aに達しています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約700m、農機具は、田植え機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1km、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、ハーバスター1台、バインダー1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり150,000円です。3番は耕作便利による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、

①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約1 km、農機具は、トラクター1台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10 aあたり70,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 10番 板垣委員 お願いします。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。1番案件の場所について説明いたします。国道432号線を広瀬方面より北上し、比田に入ってバイパスのカーブを曲がりますと直線になります。左側に比田の町があり、その先に金谷子神社に入る道がありますが、そこより30mほど先の橋の右側にもう1箇所同じ道に入る道がございますが、そこを入るとすぐ左側に上へ行く道がございます。これがこの地区の道でして、それを1.5km上がりますと、終点が譲受人の家までついております。そこから200m農道を上がったところが申請場所になります。この圃場は20年以上前から譲受人が耕作しており、他の農地に影響はないと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。場所について説明いたします。伯太庁舎前の県道を南の方へ150mくらい行き、信号機のある交差点を右折して、橋を渡り50m行きますと、また交差点があります。それを左折し、市道を南へ進み100mくらい行きますと永昌寺というお寺があります。そこからまた50m南へ行った左側の圃場でございます。この譲渡人と譲受人は以前から譲り渡す約束があったようでございますが、なかなか実現せず、この度、双方で約束が出来たことで申請に至りました。譲受人の所有農地は6反弱ですが、意欲的に営農をしており、この申請による周囲の農地への影響はないものと考えます。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 13番 板金委員 お願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。3番案件の場所について説明いたします。伯太庁舎前の安来伯太日南線を日南方面に約1km進むと右側に真砂土の採取現場がありますが、それに隣接する形で5筆棚田がございます。その1番上と2番目になります。譲渡人は、この場所が以前から山の下という状態で、田んぼを畑として、保全管理という形で管理しておりました。譲受人がこの度、畜産の方で牛を増やすという事で、草地を探していたところ、この譲渡人の土地がありまして、双方で今回の申請に至りました。以前から保全管理していたため、周りの営農に影響を与えることはないかと判断しております。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
日程第5 報第105号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君
7ページをご覧ください。報第105号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は農家住宅です。以上です。

議 長：岡田 一夫君
説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君
4番 木戸です。9ページの位置図をご覧ください。図面の右上に安来市立第一中学校がありまして、その正面門から西側50mに吉田川があります。そこからさらに西側へ50m行き、南へ30m行ったところの土地でございます。届出の2筆は隣接しております。以上です。

議 長：岡田 一夫君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、3番 杉原委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第104号 農地法第5条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の2の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12ページから13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番及び2番は、譲受人が同じですので、あわせて説明します。土地の区分は、農用地区域内農地です。現在、大塚地区区画整理事業が行われており、換地処分前の農地です。転用目的は、穀物乾燥調製施設・SGS調整・保管施設で、権利の設定は所有権の移転です。所有権の登記は、換地処分後となります。申請者は、大塚地区で農事組合法人を設立し、大塚地区区画整理事業により一時利用地指定となった圃場の耕作を行っています。水稻用主食用米の作付を行う中、平成27年度より一部JA以外の販売先との取引を行ってきました。今後の取引拡大を予定する中、自己での穀物乾燥調製施設を有することが課題となってきました。申請地は、大塚地区区画整理事業により創出された非農用地予定地であり、現在地元協議会により活用されています。将来的には、申請者の所有地となる予定です。なお、本件事業の内、SGS調整・保管施設については、平成29年10月20日開催の第4回農業委員会において審議・許可を受けています。このたび、穀物乾燥調製施設の設置を計画した際、当初予定していた農地、大塚町字町後478番1 1、185㎡のみでは不足が生じることが判明したため、平成29年10月20日で農地転用許可を得ている農地、大塚町字町後472番1 1、188㎡の一部を本件事業に使用したく追加で許可を求めるものです。また、同じく平成29年10月20日で農地転用許可を得ている農地、大塚町字町後469番1 1、182㎡について精査したところ、非農用地予定地がその一部のみであることが判明したため、あわせて許可内容の修正をお願いするものです。これは、申請に係わる農地を農用地利用計画において指定された用途に供するためのものであり、農地法第5条第2項ただし書きに該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、大塚地区区画整理事業完了後、契約が行われますので、現時点では未定です。

3番は、農地の区分は、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に係る特定土地改良事業とは、島根県が昭和44年度から平成10年度に施行した飯梨川沿岸地区県営かんがい排水事業のことです。転用目的は、駐車場及び資材置場、権利の設定は賃借権の設定です。期間は20年間です。申請者は、現地で、従業員30名を雇用しコンクリートブロック製品、生コンの製造販売を行っている事業者です。25名が自家用車で通勤していますが、現在の駐車場は縦列駐車により駐車しているため出入りに不便が生じています。また、別の従業員駐車場は、出荷製品のバックヤードとしても利用しており出荷時の製品積み下ろし等の作業において車両との接触の危険性があります。また、現在、既存工場の敷地の一部にコンクリートブロック製品等資材を置いていますが、敷地内を横断してユニック車両が出入りをしており事故発生のおそれがあります。以上のことから、駐車場及び資材置場の配置を見直し、従業員通勤車両20台分の駐車場と資材置場を新たに計画しました。なお、本件事業を計画した際、申請地の一部に隣接する土地にある申請者の工場設備の一部が入っていることが判明しました。申請書には、顛末書が添付されています。これは申請者が平成3年に建設した施設であり、建設する際に誤って申請地の一部が入ってしまったものです。当時、農地転用申請が行われておれば許可適当となる案件であり、申請者については過去に違反転用はなく、悪質性はないと考えます。これは、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存の施設の拡張に該当すると考えます。既存の施設の拡張とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備す

ることをいい、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものに限られます。本申請地に隣接している既存の施設のある土地の面積は11,613.33㎡ですので問題はないと考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、申請面積に対し、月額30,000円です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、2番の案件について 11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。1番及び2番案件の申請場所の説明をいたします。12ページの申請位置図をご覧ください。伯太庁舎前の主要地方道安来伯太日南線を安来方面に進み、図の右端の大塚交差点を左折、県道米子広瀬線を500m広瀬町方面に進み、左折し150m先の大塚地区汚水処理場の隣が申請場所です。よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について 18番 斎藤委員 お願いします。

18番 斎藤 哲君

18番 斎藤でございます。3番案件の場所の説明をいたします。13ページの位置図の右下の縮小図をご覧ください。右上から左下にかけて走っている道路が県道安来広瀬木次線にあたります。大きい地図をご覧くださいと、右側から左側に向けて道路が走っていますが、これが県道から西に向かって入る市道にあたります。北側から市道に約300m入った所が今回の申請場所になります。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査2班からの調査報告を7番 安松委員 お願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。5条申請の1番及び2番案件の調査報告をさせていただきます。現地では地元委員の武上委員の説明を受けました。申請者は地元の集落営農法人で主食用米の生産のほか米を活用したソフトグレインサイレージ、いわゆるSGSを製造し畜産農家へ供給しています。この度、主食用米の販路拡大や、飼料用米の玄米取引のために、米の乾燥調製施設の建設を計画されたところでございます。申請地は大塚地区農地整備事業により創出された非農用地予定地であり、申請者の所有地となる予定であり、市道予定地を面し、既に市道の高さまで客土済みの土地でございます。なお、先ほど事務局の方からも説明がありましたけども、1番案件の469番1及び472番1につきましては、平成29年10月の第4回農業委員会におきまして、SGS調整・保管施設として5条申請による許可を受けていますけども、472番1の一部をこの度の乾燥調製施設に使用する計画であり、また、469番1につきましては、全面積1,182㎡の転用許可を受けておりましたが、この度改めて、非農用地予定地という見解、及び面積を精査したところ、その内592.9㎡を転用すればよいという事が判明し、転用面積の修正も併せて行うとのこと。雨水に関しましては、申請地北側と西側にあります既存の排水路に流すという事でございます。汚水に関しましては簡易トイレを設置することから、汚水の発生はないということでございます。隣接農地、水利組合、土地改良区の同意書も取ってありまして、調査班といたしましては許可相当と判断させていただきました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、3番案件でございます。現地では地元委員の斎藤委員と渡邊委員から説明を受けました。申請者は従業員30名を雇用し、コンクリートブロック製品の製造販売をしております。現在利用中の駐車場が手狭であり、縦列駐車を余儀なくされていることや、出荷製品のバックヤードとしても利用しており、駐車している車との接触事故の恐れもあることから駐車場用地や製品置場の確保が必要となり、工場に隣接す

る申請地を利用し、併せて従来の駐車場や製品置場の配置の見直しを行い、申請地を20台分の従業員駐車場とコンクリートブロック製品の保管施設として利用することを計画されました。申請地は北側の道路高まで約50cm埋め立てをし、西側及び南側は法面仕上げをし、隣接農地及び水路に被害を及ぼさないように整備し、雨水は南側の既存の水路に排水する予定でございます。なお、本申請地に骨材貯蔵サイロの一部がまたがって建設されていましたが、先ほど事務局の方から説明がありましたように、平成3年に申請者が建設した施設であり、当時、錯誤により申請地の一部に建設されたものであり、顛末書も提出されております。隣接農地や水利組合等の同意書もあり、調査班としては許可相当と判断させていただきました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君
地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君
ないようですので、1番、2番の案件については、同一事業者ですので一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質疑がないようですので採決いたします。1番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
続きまして、2番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君
続きまして、3番の案件について、質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君
質問がないようですので採決いたします。3番の案件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。
この際、3番 杉原委員の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君
日程第7 報第106号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

14ページをご覧ください。報第106号 農地法第5条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告

するものです。15ページに案件の内容、16ページから17ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、6件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は宅地拡張で、権利の種類は、所有権の移転です。2番から6番は、譲受人が同じですので、あわせて説明します。転用目的は、工場敷地で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について 地元委員 4番 木戸委員 申請場所の説明を求めます。

4番 木戸 芳己君

4番 木戸でございます。1番についての場所説明をさせていただきます。16ページの位置図をご覧ください。下の方にあります安来市民体育館の北側へ50m行ったところに安来公園、通称名社日公園がありまして、その入り口に届出の土地2筆があります。以上です。

議長：岡田 一夫君

2番から6番の案件について 地元委員 7番 安松委員 申請場所の説明を求めます。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。2番から6番案件の場所でございますが、17ページの位置図をご覧ください。図中上部を左右に走っているのが国道9号線で、その南側を並行して走っているのがJR山陰本線でございます。JR安来駅から国道9号線を東へ約500m行ったところにある和田踏切から、JR山陰本線南側を並行して走っている市道和田旧国道線を、東へ約600m行ったところの右手に工場がありますが、その南側にある5筆が申請場所です。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第105号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

議事に入る前に訂正が判明いたしましたので、そちらの方を先にお願ひしたいと思います。24ページをご覧ください。24ページ10番の賃借終了が、令和10年12月31日となっておりますが、正しくは令和11年12月31日でございます。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。議第105号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、21ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が23件、36, 340㎡、使用貸借が6件、7, 502㎡、全体で29件、総面積が43, 842㎡となっております。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：井上 幸雄君

失礼します、農林振興課の井上と申します。今月の利用集積計画ですが番号1番から8番及び11番につきましては、いわゆる利用権設定の申請でございます。また、番号9番及び10番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものです。

いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

15番 佐々木 吉茂君

よろしいでしょうか。

議長：岡田 一夫君

15番 佐々木委員。

15番 佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。設定期間がおかしいのが数カ所ありますので、説明をしていただきたいのですが、例えば23ページの5番案件、令和元年8月1日から令和元年7月31日、それから24ページの11番案件はたった5か月されるのですか。

事務局：堀江 雄二君

会長、よろしいですか。回答しますので。

議長：岡田 一夫君

回答をお願いします。

農林振興課：井上 幸雄君

はい、回答いたします。5番につきましては、少々読みづらいですが、終期は令和4年7月31日となっております。11番につきましては、令和1年8月1日から令和1年12月31日となっております、こちら約5か月間でございますが、中山間地域等直接支払制度の交付金対象農地でありますことから、農地所有者から管理が難しくなったという相談を受けて、農地を借り受けるものでございます。

15番 佐々木 吉茂君

それでその後はどうするのですか。

農林振興課：井上 幸雄君

短い期間についてですが、本年につきましては、中山間地域等直接支払制度の対象農地ということで12月31日までとなっておりますが、これ以降についてもまた利用権の再設定をするか等の検討をしたいとの申し出があったと伺っております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

15番 佐々木 吉茂君

はい。

10番 板垣 裕志君

議長。

議長：岡田 一夫君

10番 板垣委員。

10番 板垣 裕志君

10番 板垣です。中山間地域等直接支払制度の件で私の地元でも質問が出ております。3年契約であと2年残っているけれども、今度、中山間をやめたいと。その場合には変更届を出すのか、どういう方法で農林振興課へ提出するのか教えていただきたいです。

農林振興課：井上 幸雄君

中山間地域等直接支払制度は利用権の設定に関わらず、本来ですとその土地を管理されている方が、集落の協定によって個人配分等を貰うような形になっておりまして、あくまでも利用権設定者が個人配分を貰うというイコールにはなっておりませんので、集落内で協議していただければよろしいかと思えます。

10番 板垣 裕志君

集落内でやるわけですけど、本人がやめたいと、貸している人はそのまま、中山間がなかったら構わないと言っておられまして、その場合は結局解約で出すのでしょうか。

農林振興課：井上 幸雄君

原則、中山間地域等直接支払制度は5年間集落内でその土地を管理することになっておりますので、今期で終了するのであれば、次期対策の場合についてはその協定の農地を外すという処理になっていくと思えます。

10番 板垣 裕志君

では、解約で出すんですね。

農林振興課：井上 幸雄君

次期対策の部分につきましては、新しい5期対策が始まります。

10番 板垣 裕志君

では、こういう場合に今年の12月31日で解約しますと農業委員会へ提出すれば宜しいのですか。

事務局：堀江 雄二君

合意解約であれば提出先は農業委員会になります。農林振興課が申し上げていたのは、ちょうど5年の期間が終了するタイミングなので、次期、不幸にして続けられない部分については、次期の協定からは外してもらうしか方法はないという事を説明しました。

議 長：岡田 一夫君

中山間地域等直接支払いについては5年の区切りが来ておりますので、次期この制度に対象農地を関与できないところは外して申請されると、なおかつ農業委員会へ18条の合意解約通知を提出する事になるかと思えます。

他に質問はございませんでしょうか。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第107号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

25ページをご覧ください。報第107号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。26ページから35ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地14筆が、このたび、法人及び個人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和元年6月27日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第108号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

36ページをご覧ください。報第108号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。37ページから39ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第109号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

40ページをご覧ください。報第109号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について このことについて、別紙のとおり農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。41ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長、担当部署農林工務部農道・防災課より届出があったものです。事業名は、「大郷地区農村地域防災減災事業」で、期間は場所により異なりますが、最長のもので令和元年7月1日から令和3年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第12 報第110号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

42ページをご覧ください。報第110号 土地改良区からの地目変更届出の通知について このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。43ページをご覧ください。地目変更通知は2件で、畑に地目変更です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第13 報第111号 非農地判断の実施について を議題とします。この案件については、初回の非農地判断となるため、事務局からの詳細な説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

44ページをご覧ください。報第111号 非農地判断の実施について このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。45ページから47ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地187筆、面積208,798.72㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回は、安来市農業委員会において初めての非農地判断となります。

平成29年、平成30年に実施した農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、取り掛かりとして山中若しくは山沿いにある農地から187筆を抽出し、さる7月11日に農地対策委員会において確認しました。一覧表をご覧ください。左から、農地の所在、地目、面積、所有者、判断年月日、備考と続きます。地目の調査後と記載している欄が農業委員会の確認した状況になります。「山林」又は「原野」と記載しています。所有者欄は、登記簿に記載されている所有者名となりますので、相続未登記の場合、物故者名となります。備考欄に課税として山林若しくは原野などと記載されているのは、その農地の固定資産税の課税地目になります。記載のない農地については、地目の登記簿欄と同じ課税地目になります。

続いて、非農地と判断された農地の今後の流れについて説明します。まず、非農地と判断された農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、安来市税務課、安来市土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。通知文書を受けた農地の所有者が、法務局へ地目変更をする場合は、あらかじめ農業委員会で証明書の交付を受け、手続きすることになります。

参考資料として、非農地判断業務フロー及び所有者への通知文書、添付書類をお手元に配布していますのであわせてご確認ください。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第25回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後 3時05分)